

## 国を分ける行基

### ——『日本回国六十六部縁起』の一節に関する覚書——

小嶋 博 巳

はじめに

元禄・宝永頃に刊本として世に出た『日本回国六十六部縁起』は、少なくとも三種のものが並行して流通し、そのうちには何れも版を重ねたものもあって、写本でしか伝えられなかった中世成立の『六十六部縁起』に代わって近世社会でそれなりに流布したもののである（注1）。その内容は、納経聖頼朝房の將軍頼朝への転生の物語を基底に据えつつ、頼朝房の廻国納経に加わった義経坊（源義経の前身）と景時坊（梶原景時の前身）の諍いが後世の義経一統の滅亡を招くという因縁譚に焦点をあてたもので、これに佐々木高綱と畠山重忠の転生譚が加えられている。一介の聖が国土の支配者へ転生するという、おそらくは六十六部日本廻国の基本的な理念に関わるモチーフを前提としつつも、中世小説『天狗の内裏』をはじめ、当時なじみ深かつ

たであろう話柄を大胆に取り込み、人びとの文芸的な興味に訴えた趣向といつてよい。『天狗の内裏』以外にも、『江濃記』『源平盛衰記』『頼朝の最後』などが影響を与えていることは、比較的容易に指摘できるところである。

しかし、この縁起には、いまだ出自や背景のよくわからない文段がある。縁起の中心をなす頼朝房らの廻国の話の前段におかれているのは、廻国納経の濫觴と系譜を語り、また廻国納経の対象となる日本の国土に言及する、少々不思議な叙述である。天竺の迦葉・竜樹に始まる廻国納経の系譜には、そこに連なる必然性がにわかには理解しがたい人物も多く、その配列が何に拠り、何を意図するものかはおおいに検討の必要があろう。ただ、ここで取り上げてみたいのは、もう一つの、日本の国土観に関わる部分である。そこには、ごく短文ながら、日本が六十六か国からなるという状態を奈良時代の僧行基に帰する叙

述がある。多くの伝承に彩られた行基ではあるが、行基が日本を六十六か国に編成するとはどういうことなのか。小稿は、この叙述の背後にある伝承上の行基像を探ってみようという試みである。

## 一 『日本回国六十六部縁起』の国土神聖視

まず、『日本回国六十六部縁起』の問題の部分をも、宝永五年（一七〇八）の刊本から示す<sup>（注2）</sup>（文字は通行の字体とし、振り仮名は略し、私に句読点を加える）。

日本、文武天皇御宇迄者三十三箇国也。余小国也。勅<sup>二</sup>行基菩薩<sup>一</sup>為<sup>二</sup>六十六箇国<sup>一</sup>。然者五畿内五箇国表<sup>二</sup>五智如来<sup>一</sup>。中国十六箇国表<sup>二</sup>十六善神・十六大菩薩<sup>一</sup>。関東八箇国表<sup>二</sup>胎藏界八葉曼荼羅<sup>一</sup>。筑紫九箇国表<sup>二</sup>金剛界九会曼荼羅<sup>一</sup>。四国四箇国表<sup>二</sup>多聞・持国・增長・広目<sup>一</sup>。南海道六箇国表<sup>二</sup>六観音<sup>一</sup>。東海道十五箇国表<sup>二</sup>弁財天十五童子<sup>一</sup>。北陸道七箇国表<sup>二</sup>過去七仏<sup>一</sup>。三島者表<sup>二</sup>仏法僧三宝<sup>一</sup>。

ここには二つのことが主張されている。一つは、文武の代まで三十三か国の小国であった日本を行基が命じられて六十六か国としたということ、もう一つは、その結果として、日本を構

成する諸地方それぞれの国数が仏教上の聖数を表しているということ、である。

じつはこの内容はすでに室町末期に登場していた。中世成立の縁起として知られる日光輪王寺蔵『六十六部縁起』の系統は右の部分を語らないのであるが、それとは別に、刊本『日本回国六十六部縁起』に先行し、かつ一部に通ずる内容をもつ縁起が存在し、それらがこれに相当する部分をもつのである。高野山無量寿院蔵の天文二二年（一五五三）写の縁起<sup>（注3）</sup>、および、薩摩藩の史料集『旧記雑録』が収める弘治三年（一五五七）写の縁起<sup>（注4）</sup>である。高野山無量寿院蔵本をあげる。

其後文武天皇御代、余<sup>二</sup>小国<sup>一</sup>ナレハト<sup>レ</sup>行基菩薩御議合有<sup>テ</sup>、吾朝六拾六ヶ国ニ分給<sup>テ</sup>、行基此<sup>レ</sup>如法修行ヲ成給<sup>ト</sup>云ヘリ、然レハ日本之内拾六大表<sup>ニ</sup>ス菩薩<sup>一</sup>、又薬王菩薩・五智如来・五大力菩薩・九会曼荼羅・両部大日<sup>ト</sup>名給<sup>（注5）</sup>。

後半部がわかりづらいが、『旧記雑録』収載本には「日本国十六大菩薩ト名付ルナリ、又薬王菩薩トモ名付ケ……」とあり、日本の国土を仏や曼荼羅と見立てて神聖視するものではあるらしい。両本とも転写の過程で遺漏があると思われる、単純に古態をとどめるとはいいがたいものの、近世の刊本縁起にみえる考え方が一六世紀半ばまで遡ることは確認できる。

さて、小稿はここに登場する行基を問題にしたいのであるが、本題に入る前に、まず国土を神聖視する觀念について検討しておきたい。

『日本回国六十六部縁起』では、畿内・中国・関東はじめ諸地方の国数をとりあげ、それぞれが五智如来、十六善神および十六大菩薩、胎藏界八葉曼荼羅、金剛界九会曼荼羅等々、仏法の聖数を表すものだとする。この区分は五畿七道の制になつたものではなく、山陽道・山陰道を中国としてまとめ、四国とは別に南海道を立て、関東と東海道の重複を嫌わない一方で東山道諸国の多くを欠くなど、少々恣意が過ぎるが、しかしここに述べられているのが、六十六か国を聖なる数の集積とみ、日本の国土を一種の曼荼羅とみなす思想であることは明らかである。

この種の思想は、はやく鎌倉末の成立になる『八幡愚童訓』(乙本)に確認できる。そこでは、「坂東の八国は胎藏の八葉、海西の九州は金界の九会、陰陽主宰の兩部、理智相對の万茶也」(注<sup>6</sup>)と、国土の東西に位置する坂東と九州をそれぞれ胎藏八葉曼荼羅と金剛界九会曼荼羅にあてはめて、日本の国土が金胎兩部の兼ね備わつた曼荼羅であるとし、くわえて、その住民を諸冊二神ひいては本地法身の如来の裔であるという。この説はさ

らに遡ることも知られている。室生山に関する秘書、『六一山秘密記』は、伊藤藤聡によれば建長二年(一二五〇)以前の成立が確認できるとのことであるが、同書は印度を金剛界に日本を胎藏界に配した上で、日本は胎藏界をさらに理智に開いて金胎兩部を具すとし、西の九州は金剛界九会曼荼羅、東の関東八国は胎藏界中台八葉、五畿内は五大・五智を表すとしている(注<sup>7</sup>)。『八幡愚童訓』の説くところは、鎌倉前期にはすでに登場していた考え方であつたことになる。

他方、『八幡愚童訓』とほぼ同時代の光宗『溪嵐拾葉集』(文保二年(一二三一八))には、類似の思想がやや異なる表現で説かれてゐる。

(巻第四)我大日本国、<sup>ハ</sup>五畿七道<sup>ニテ</sup>又九品ノ浄土<sup>ニ令</sup>レ<sup>タリ</sup>擬又云。城ヲ九重<sup>ニシタル</sup>ヲ金界ノ九会ノ曼陀羅也。五畿二分<sup>タル</sup>

<sup>ハ</sup>胎藏界ノ五大法性也。七道ノ者蘇悉地ノ七識相応不二妙成就也云云。(注<sup>8</sup>)

「大日本国」を九品の浄土に擬し、九重の都城―金剛界九会曼荼羅、五畿内―胎藏界五大法性、七道―蘇悉地七識を表すというのである。卷十七にもほぼ同じ内容がある(注<sup>9</sup>)。対応のさせ方は異なるものの、発想は『八幡愚童訓』と共通といつてよいであろう。中世後期の宗教界には、こうした考え方が、おそ

らくはさまざま異説を包含しつつ、浸透していったのだと思われる。いうまでもなくこれは、中世に顕在化する神国思想の一つの表現にほかならない。神国思想の一側面としての国土の神聖視は、このように天台本覚思想や密教の言葉と論理によって裏付けられていたのである。

『八幡愚童訓』や『溪嵐拾葉集』の言説は、しかし諸国の国数の意義付けについてはいまだ限定的で、せいぜい両界曼荼羅と蘇悉地七識がもちだされているに過ぎない。これが『日本回国六十六部縁起』のような表現に至る過程の追究は筆者の及ぶところではないが、おそらくは中世後期から近世に至る時間のなかで、より俗耳に入りやすい変奏が行われていったのである。その書誌的情報を得られないため、ここで大きく取り扱うことを躊躇うが、続々群書類従が収める『日本略記』には、「五畿内五箇国は五天竺を表す。東海道七箇国は過去の七仏を像る。関東八箇国は胎藏界の八葉を移す。南海道六箇国は補陀落の六観音をまなぶ」云々<sup>(注10)</sup>の記述がある。東海道を七か国と数えるなど、胡乱が目立つ文章であるが、発想や表現は『日本回国六十六部縁起』と近いといつてよからう。

## 二 行基による六十六分割説と行基図

さて、『日本回国六十六部縁起』は、このような聖なる数の集積である六十六という日本の国数は、そもそも行基によって(三十三を再分割することによって)設定されたのだと説く。

日本はもと三十三か国であり、それがのちに六十六に再分割されたという考え方は、すでに中世の早い段階に存在したものらしい。延慶本『平家物語』に、備中妹尾に流される丹波少将成経が、父成親の配所である備前の児島まで十三日の距離と聞かされ、これは父の居所を知らせまいとして遠くいうのだからと悟る下りがあるが、そこに「日本秋津島ハ昔ハ三十三ヶ国ニテ有ケルヲ、後ニ半国ヅ、二分テ、六十六ヶ国トス」という文辞が出てくる<sup>(注11)</sup>。覚一本もほぼ同じ内容で(成親の配所は有木別所とする)、かつ、こちらでは備前・備中・備後が元来一国であったことや、陸奥・出羽両国の分割(『古事談』の語る藤原実方の故事を引く)に言及しているから<sup>(注12)</sup>、三十三から六十六へという認識の背景には、直接には平安時代前期までの国の分立という事実の記憶があったかと思われる。

右の『平家物語』には、いまだ行基は登場せず、また三十三、六十六という数やその再分割に格別の意味は与えられ

ていない。このことが大きな意味をもってくるのは、中世後期の法華経の注釈書においてである。管見の範囲では『一乗拾玉抄』(巻八)に次の記述がある(以下、傍点はすべて引用者)。

……取<sup>テ</sup>南浮<sup>ニ</sup>一殊<sup>ニ</sup>日本<sup>ハ</sup>、観音<sup>ノ</sup>浄と也。サレハ<sup>モ</sup>国<sup>本</sup>、  
三十三ヶ国也。是観音<sup>ノ</sup>卅三身<sup>ヲ</sup>表也。其後<sup>行</sup>基<sup>并</sup>六十六  
ヶ国<sup>ニ</sup>分<sup>ツ</sup>。是<sup>ハ</sup>体用<sup>ノ</sup>観音<sup>ニ</sup>約<sup>シ</sup>又<sup>ハ</sup>本迹<sup>ノ</sup>観音<sup>ニ</sup>約<sup>□</sup>也。<sup>注</sup>

中野真麻理によれば、『一乗拾玉抄』は直談形式による法華経注釈書のうちでも成立の古いもので、長享二年(一四八八)、周防興隆寺の僧、叡海の類聚になる。叡海は、常陸の天台談義所の一つである吉田山薬王院にも住したらしい<sup>(注14)</sup>。該当部分は観世音菩薩普門品の注釈で、日本は観音の浄土であるがゆえに観音の三十三身を体現する三十三か国であったが、のちに体/用(本体と働き)あるいは本/迹(本地と垂迹)に分かれて六十六か国としたといい、それを行基の行なったこととしている。

同様の考え方は、他の法華経注釈書にも見える。次に示すのは、天文四年(一五三五)写の『法華直談私類聚抄』の、やはり普門品の注釈の部分である。同書は近江の柏原談義所(成菩提院)の第三世春海の講釈を筆録したものである。

一 惣別観音事 ……中<sup>ニ</sup>モ日本<sup>ハ</sup>、神国<sup>ト</sup>云取<sup>テ</sup>天照大神十一  
面<sup>ノ</sup>化身、日本<sup>ノ</sup>主<sup>ト</sup>シテ日域衆生<sup>ヲ</sup>利益<sup>シ</sup>□也。依<sup>一</sup>日本<sup>ヲ</sup>ハ  
観音<sup>ノ</sup>本国<sup>ト</sup>習也。……サレハ日本<sup>ハ</sup>、三十三箇国也。是観音  
卅三身利益<sup>ヲ</sup>表也。其後六十六箇国<sup>ニ</sup>分<sup>ル</sup>事<sup>ハ</sup>、観音<sup>ノ</sup>利益<sup>ニ</sup>  
体用利益在<sup>一</sup>之<sup>ニ</sup>、分<sup>テ</sup>六十六箇国<sup>ト</sup>ハスル也。卅三箇国<sup>ヲ</sup>分  
ル事<sup>ハ</sup>、行基菩薩分<sup>ケ</sup>下<sup>フ</sup>也。<sup>(注15)</sup>

日本が「観音の本国」であるという前提を神国思想と本地垂迹説によつて説明するところは、『一乗拾玉抄』には見えない点であるが、三十三から六十六への再分割の説き方は大同である。いわゆる中古天台の思想のなかに日本の六十六という国数を観音の縁数とする考え方があり、しかも本来の観音の縁数である三十三から六十六への拡大・再分割を行基に仮託する説が行われていたことが確認されるのである。

『日本回国六十六部縁起』の記述が、こうした中世後期の法華経注釈書の周辺に原拠をもつことは、おそらく想定しておいて大きな誤りではなからう。六十六部という巡礼自体、如法経信仰、いいかえれば法華経フェティシズムを一つの淵源とする以上、これは不思議なことではない。ただここでは、ほかならぬ行基がこのような伝承上の役割を担うことについて、いままし追究してみたい。

日本が六十六国からなるという状態が行基によって定められたものであるという考え方を知るとき、想起されるのは、いわゆる行基式日本図（行基図）である。

中世から近世初期にかけて作成された、六十六の国々の国境線も海岸線も丸みをおびた平滑な線で描く簡略な日本図を「行基式日本図」とか「行基図」と呼ぶ。これは、最古の年紀をもつ仁和寺本（嘉元三年〔一三〇五〕）をはじめ、作例の多くに「行基菩薩御作」あるいは「行基菩薩所図」の文字が見えることを理由とする。これらの図の描法を見ると、日本図である以上、輪郭を示す海岸線を引くのは当然としても、同時に欠かせない要素としてかならず備わっているのが、六十六国二島の国界と国名である。さらに、金沢文庫所蔵本を除く諸図では、この国々を山城から延びた線が結んでいる。この線は現実の交通路というよりも、おおむね行政区画としての「道」に属す国々をつなぐべく図上で創作された線で、国土をいくつかに括り、京を結節点として束ねる意義をもつことが指摘されている（注16）。つまり行基図の主要な役割の一つは、日本が六十六国（および二島）で構成されることを示すことにあるといつて過言ではない。行基図は国尽しを図化した国名一覧図ともいふべきものだとする見解（注17）があるが、図の印象と機能を端的に指摘した意見

に思われる。

問題は、この図を行基作とする理由である。これについては歴史地理学・地図史の研究者を中心に興味深い諸説があるが、近年、耳目を引いたのは、黒田日出男の議論（注18）であろう。黒田は、その理由は史実としての行基ではなく「物語としての行基」に求められるべきことを主張して、『溪嵐拾葉集』に着目する。叡山の記家によって著されたこの浩瀚な百科全書的テクストのなかで黒田が注目するのは、次のような記述である。

（巻第六）問フ以ニ我ガ国ニ習ニ独古ノ形一方如何 答。行基菩薩ノ記ニ云。日本ハ其レ独古ト云ヘリ。謂意ハ行基菩薩日本ヲ遍歴ノ定ニ国境一開ニ田島ヲ一給。其時十人ノ可レ作ル田ハ変ニ二十人ニ被レ雇。乃至百人ノ可レ作田ヲハ変ニ百人ニ被レ雇。如レ此変作ノ我国ノ田島ヲハ開給ヘリ。其時感見ノ様片図シ給ヘリ。其形独古ノ形也云云（注19）

（巻第百八）一。行基菩薩ノ記云。日本ハ其形独古ト。行基菩薩遍国シ。国境ハ定田島開玉フ時。十人ノ可レ作レ田ヲ。変ニ十人ノ雇乃至百人ノ可レ作レ田ヲハ。変ノ被レ雇。如レ此変作ノ田島ヲ開玉ヘリ。其時日本国図玉ヘリ。其形独古形也（注20）

いずれも「行基菩薩記」なるものを引用し、行基が日本を遍歴して国境を確定し、田島を開墾したこと、彼が描いた日本図

が密教の法具である独鈷の形状であったこと、を説く内容である。黒田は、この「行基菩薩記」こそが「行基式日本図」を生み出したテキストであると、中世の宗教思想と物語生成の運動」が右のテキストを作り上げ、そうした想像力によって独鈷のかたちとしてイメージされたのが行基式日本図であったという<sup>(注21)</sup>。黒田の議論は独鈷のシンボリズムを介して中世宗教思想の国土観に、さらには蒙古襲来前後の東アジア世界の認識へと展開するのであるが、「行基式日本図」の根拠についてのこの指摘には、従ってよいであろう。

諸方を遍歴して田畠を開発するとともに、国境を定め、その国境線によって日本が六十六か国からなることを示す図を描く——こうした行基像が、遅くとも鎌倉時代後期には成立していた。行基が三十三か国を六十六か国に分け直して日本を再編成したという話が、これと連続することはまちがいあるまい。観音の縁数をもって国土を神聖視しようとする思想が、いずれかの時点で、国土を画定する行基という像と結びついたものと理解されるのである。

### 三 近世史料に見る行基の国分け

国を分けて国土のかたちを定める行基というイメージは、中世後期からさらに近世にかけて、ひろく流布したと思われる。近世史料には、それを窺わせるものが少なからずある。

たとえば、奥羽の入口、白河の関の故地とされる成就山満願寺（白河関山観音、福島県白河市）の、おそらく近世後期成立と思われる略縁起には、開山である行基の事績が次のように表現されている。

人皇四十五代聖武皇帝ノ御宇、行基菩薩大日本国分ノ時、東海常陸・奥州ノ境勿来関、北海ハ越後・陸奥ノ境念珠關ノ中間ニシテ、下野・陸奥ノ境白川関、大日本国鬼門長中ノ故ニ、日東白川二所ノ関ト云フ。已ニ行基菩薩関西・関東ノ分終テ、婦朝ノ時、奥州関山ノ神秀嵯峨トシテ回望限リナク寂寞方外ノ未曾有ナル事ヲ奏シケレハ、帝讚歎ノ竜眉ヲ開カセ給ヒ、叡感殊ニ浅カラス、時ニ天平年中行基菩薩開基ニシテ……<sup>(注22)</sup>

ここでは、行基が日本の「国分け」を行なった際、下野・陸奥の境に白川（白河）の関を設けたとあり、諸国を遍歴しつつ国境を定めてゆく行基のイメージが前提におかれている。

一八世紀半ば、連歌師石井了珍が編んだ『石井三家系図』には、次のような記述もある。

日本之地分、従其村至其村三拾六町宛何里、又従其村至六町宛、又四拾八町宛何里申儀、行基并之時、以石井為奉行被定之云々。……已上 月輪禪定兼孝公之御記也 昔者、行基并分置日本之国道時、以石井為奉行。……(注23)

中嶋謙昌によれば『石井三家系図』は、連歌師石井家の祖が、室町期に九条家領山城国東九条荘の下司職を務めていた石井三家であることを主張する意図で作成されたものという(注24)。

引用部分はその序文で、九条兼孝の著述を引くかたちで、行基が日本の土地を区分した際、「石井を奉行として「里」という単位を定めたとしている。このあとには、「国郡ヲ分、帝都ヲ遷ル之時」にはかならず石井が「検定之使」となるのであって、「惣テ所之名ヲ分チ地ヲ転スル等之事」に石井家が関知しないことはないという主張が続く。また時津という人物に注記して、「行基并被分、諸国坪之使」であるともいう(注25)。行基が日本の国郡を分け、道を置いたという伝承にいわば寄り掛かるかたちで、石井家の職能・由緒が説かれているといつてよい。

他方、被差別部落に伝わる由緒書、いわゆる「河原巻物」には、三十三か国を六十六に再分割する行基が登場する。次に示すの

は長野県の被差別部落に伝わった『三国長吏家系図』で、これを最初に紹介した菊池山哉は室町期のものと考えたようであるが、盛田嘉訓は宝暦以降のものともみている。

一、安楽経ニ曰ク……聖武天王ノ御子出生シ給フ、其御名ハ月若丸ト号スル、其大子御季二十九歳ノ御時、則チ行基菩薩ト頭ハレ給フ。其時日本三十三箇国ナルヲ六十六箇国ニ踏分給フ時、役ノ優婆塞ト成リ給フ也。其時山々峰々踏ミ始メ、悪鬼悪魔ヲ降伏シ給フ。(注26)

安楽経なるものを引き、聖武の皇子月若丸が二十九歳で行基菩薩となつて日本を六十六に「踏分」け、役優婆塞になつたという。行基を貴種とするとともに、役行者への転身という不思議な話を語っており、行基―役行者同体説を想起させる。ほぼ同じ内容は、『長吏由来之記』(注27)『三国長吏由来』(注28)『三国長吏之実系図』(注29)といった甲信地方に伝わる文書に見える。もつとも、行基が登場させず(つまり行基から役行者への転身を説くことなく)、最初からこの役割を役行者に負わせている由緒書も少なからずあり(注30)、地域的にはそちらの方がより広い分布をもつようではある。

諸国の国分寺に行基開創伝承が付随することも、この文脈で取り上げてよいであろう。



近世の六十六部廻国者の遺した納経帳には諸国国分寺の納経請取が多数認められるが、そこに行基菩薩の開山を謳う例は珍しくない。たとえば、宝永二年（一七〇五）の遠江国分寺の請取には「人王四拾五代聖武天皇天平九年之建<sup>〔注31〕</sup>而行基菩薩開闢也」とあり<sup>〔注31〕</sup>、寛保元年（一七四一）の甲斐国分寺のそれは「開山行基菩薩 人皇四十五代聖武皇帝勅願所也」としている<sup>〔注32〕</sup>。目下、筆者が内容を把握している六十六部の納経帳は約六〇点あるが、少なくとも伊勢・遠江・甲斐・武蔵・上総・常陸・出羽・越後・伯耆・紀伊・豊後の一か国の国分寺が、その納経請取にこのように行基開創を記している。このほか、本尊を行基作とする国分寺も多く、これを加えるとその数は二七か国を数える。一方、『行基ゆかりの寺院』<sup>〔注33〕</sup>の調査では、行基開創を謳う国分寺は二三、これに伝行基作の仏像をもつ国分寺を加えると三〇となるが、近世の納経帳で確認できるところとの重複は意外と少なく、両者を併せるとじつに四四か国の国分寺が行基との関係を伝えていた（いる）ことになる。開創に行基が関わったとするのは、特定の国分寺のみの主張ではなかったことがわかる。宝永三年の豊後国分寺の納経請取に「抑当山者仁皇四十五代聖武皇帝御祈願所天平年中御草創也 一、国一寺之精舎行基薩開基」<sup>〔注34〕</sup>とあるのは、端的に、諸国国分寺は

いずれも行基によって開かれたとの認識を示すものと理解される。

行基と国分寺の関係については、じつは早く『愚管抄』に、「行基菩薩諸国ノ国分寺ヲツクル」の一文がある。慈円が『簾中抄』を誤読しての記述とされているものであるが<sup>〔注35〕</sup>、これを実際に平安末から鎌倉初期にかけて流布した伝承とみて、重源による東大寺再興のなかで行基が想起され、全国的な勸進聖の活動によって広められたと推測する追塩千尋の意見もある<sup>〔注36〕</sup>。その当否はともかく、右に見たように、少なくとも近世において、国分寺の設置に行基が関わったという伝承がひろく浸透していたことはまちがいない。そして近世史料をみる限りでは、それはかならずしも「総国分寺」を称した東大寺との関係で理解されていたわけでもないようである。次のような考え方があったことに注意を払いたい。田宗『秩父三十四所観音靈験円通伝』（明和三年（一七六六）刊）が載せる秩父十一番札所・常楽寺の縁起である。

当寺ハ行基菩薩諸国ヲ巡リ給ヒ、州郡ヲ定メ道ヲ造リ、梁ヲ掛ケ、国毎ニ国分寺ヲ建給フ折カラ、此地ニ至テ其寂寥タル風景ヲ愛シ……<sup>〔注37〕</sup>

国分寺の造営は、行基の、諸国を遍歴して国境・郡境を定

め、道を造り橋を架ける事業の延長上に位置付けられているのである。さらに、亮盛『三十三所坂東観音霊場記』（明和八年〔一七七二〕刊）になると、「(坂東)三十三所の中、特に行基大士の事跡多し」として次のようにいう。

我が朝に仏法の流<sup>つた</sup>来<sup>た</sup>はることは、人皇三十三代推古帝の御宇、聖徳太子の善巧<sup>ぜんこう</sup>なり。そのち人皇四十五代聖武帝の御宇、行基大士の時に至つて、あまねく四維八荒に弘まれり。諸州に於て霊場を起し、多く諸尊の像を修<sup>つく</sup>り玉ふは、天勅を蒙り、行化を事とし玉ふ故なり。国毎に国分寺を建て、風土記を著はし、日本の図を画く等、皆この大士の遺功なり。(注38)

行基を聖徳太子と並ぶ仏教弘通の立役者と位置付けた上で、国分寺の創建や日本図の作成のみならず、風土記の著述までも行基に負わせている。ここにみられるのは、国という単位を切り出し、確定することに関わる事業はすべて行基の手になるという認識である。国分寺を建てることは、国を分ける行基こそふさわしい事業だったのである。

最後に、『行基式目』にも触れなければならない。

『石井三家系図』のさきの引用部分には、行基の事業の一環として「里」が定められたと読める記述がある。行基が距離や面

積の単位を定めたという伝承は、『行基式目』にも見ることが出来る。『行基式目』は、聖武の詔を奉じて行基が定めた「式目」という体裁をとる偽書である(注39)。成立時期はにわかには判じがたく、諸本が共通にもつ奥書に信をおいて鎌倉末あたりまで遡らせる見方がある一方、江戸前期とするものもある(注40)。いずれにしても、『和漢三才図会』巻七六(正徳二年〔一七一二〕)がこれを引くなど(注41)、近世に一定程度流布したことは窺える。内容は、まず冒頭に六十余州の人口をおよそ五百万人、米穀の生産量を三百十億石とした上で、窮民の救済のために「法式」を立てるといふもので、貢納と田畠の丈量、身分による飲食の規制、同じく身分ごとの衣服の規制、および所領の相続が規定されている。このうちの一番目の法式で次のようにいう。

于<sup>レ</sup>茲人王四十五代之帝到<sup>ニ</sup> 聖武天皇御宇<sup>一</sup>、詔<sup>シテ</sup>行基<sup>ニ</sup>、而令<sup>レ</sup>定<sup>ニ</sup>田畠之広狭<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>六尺四方<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>一步<sup>ト</sup>、以<sup>テ</sup>三百六十歩<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>一畝<sup>ト</sup>。凡<sup>ッ</sup>上田出生之米穀、以<sup>ニ</sup>二十二合之舛<sup>ヲ</sup>、三石六斗也。……亦曰<sup>ク</sup>、國中<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>郡、郡<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>郷、有<sup>リ</sup>庄。以<sup>ニ</sup>三百六十歩<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>一畝<sup>ト</sup>。則<sup>レ</sup>ハ広<sup>サ</sup>六間長<sup>サ</sup>六十間也。以<sup>ニ</sup>二十畝<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>一町<sup>ト</sup>。町<sup>ハ</sup>者、四方六十間也。亦以<sup>ニ</sup>六町四方<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>一里<sup>ト</sup>。道<sup>本ノマ、路カ</sup>跡<sup>カ</sup>、亦以<sup>ニ</sup>長<sup>サ</sup>六町<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>異国之一里<sup>ト</sup>。本朝<sup>ハ</sup>、亦<sup>タ</sup>准<sup>ニテ</sup>田畠之數<sup>ニ</sup>、以<sup>ニ</sup>六々三十六町<sup>ヲ</sup>、

為「本朝道路」之一里<sub>下</sub>也。(注42)

地積・道程を測る歩・畝(段)・町あるいは里という単位を、(行基が)このように定めるといっているのである。

土地の測量は、「国を分ける」ことと同質の営為と考えてよい。いずれも、とりとめもない無秩序な空間を人為的に切り分け、分節されたそれぞれに名を与え、一定の秩序に編成する事業にほかならない。伝承上の行基に託されたのは、まさにその種の仕事であった。

### おわりに

行基が、歴史的事実としての造寺や土木事業という事績を超えて、三昧(墓所)・民間芸能・工芸等、種々の事物の起源に関わったと語られてきたことは、すでによく知られているところである。つとにこれを指摘したのは堀一郎で、堀は行基の伝承上の足跡が全国にわたり、また「多くの生活上の基盤が彼の名の下に信仰される傾向」があることを捉えて、行基は「現実の歴史的存在者としての一清僧よりは遙かに高い神性と万能性を有するCulture-heroたるの資性」を獲得しているとする(注43)。たしかに『行基式目』にみえる民の衣食の規定なども、行基の文

化英雄的性格の片鱗といえるかもしれない。ただ、小稿での検討を踏まえて言えば、文化英雄としての行基のもっとも大きな役割は、空間を一定の秩序のもとに編成し、国土の姿を定めることにあったとみるべきであろう。諸方を遍歴して、田畠を開発し、地表を計測する単位を定め、さらに国境を確定し、地図を描く——それは、人間の手のつかない「自然」空間に鉞を入れて、秩序ある有用な(文化)空間に変換する事業にほかならない。『日本回国六十六部縁起』の一節は、中近世に浸透していた、国土の画定者、すなわち空間に秩序を与える文化英雄という行基像の、一つの露頭であったということができる。

以上で、『日本回国六十六部縁起』の叙述の背景を探るといふ筆者自身の目的はひとまず果たしたことにしたいが、最後に二つの問題に触れておく。

一点目は、伝承の担い手の問題である。国土を画定する行基という像は、『続日本紀』の薨伝や『行基年譜』に記された史実としての行基の土木事業とまったく無関係というわけではあるまい。土木事業こそ、空間を有用なものへと変換する営為である。しかし、その延長上に、いわば自然発生的に「国を分ける行基」は登場したのであろうか。じつは文化英雄としての行基にはもう一つ、葬墓制(火葬・墓地)の創始者という重要な

役割があつて、それが三昧聖集団の活動と不可分であることは多くの論者が指摘するところである<sup>(注4)</sup>。国土の画定者という行基像についても、これを主唱した集団を想定しなくてはよいであらうか。たとえば、行基・土木事業・国分寺などをキーワードとして考えたときに浮上してくる存在の一つ、叡尊・忍性教団―西大寺流などは、これとどう関わつたのであろうか。

二点目は、他の神話的人物の伝承との関係である。国土の画定という役割は、ひとり行基にのみ託されていたのではなかった。河原卷物のなかに、これを役行者に負わせているものがあることは既述のとおりである。さらに留意すべきは聖徳太子伝である。遅くとも文保二年(一一三二)頃には成立していたとされる、いわゆる「文保本系太子伝」の太子十八歳の条には、太子の奏上によつて三天臣を遣わして諸国の境を立て、諸方より七つの道を付け、三十三か国を五畿七道十六国二島に分け直したとする話が出てくる<sup>(注5)</sup>。さらに二十三歳条には、国府ごとに「国符(府)寺」を建てたという、国分寺造営を思わせるような話もある<sup>(注6)</sup>。行基伝承とのあいだにモチーフの貸借を考えないわけにはゆかない。この貸借関係をどう理解すべきか。

課題は多々存在する。

## 注1

- 刊本の『日本回国六十六部縁起』には、変体漢文によるもの(甲類)と漢字仮名交じり文によるもの(乙類)があり、さらに甲類にはそれぞれ異なる納経所一覧を付す二種(I・II)が区別できる。甲類二種の縁起本文は、一部の用字を除き、同文である。甲類Iは、確認し得た寛政五年(一七九三)版および文政五年(一八二二)版の刊記によれば、元禄三年(一六九〇)の初版以来、安永六年(一七七七)・寛政五年・文政五年と版を重ねてきたとある。ただし元禄・安永の版は未見である。文政八年にもあらたに版が起こされている。甲類IIは、宝永五年(一七〇八)と文化二年(一八一五)の版が知られている。乙類は刊年不詳であるが、甲類のいずれかを読み下して部分的に改変したものとみられる。小嶋博巳「縁起と巡礼―頼朝転生譚と六部たち―」『説話・伝承学』一七、二〇〇九年。
- 2 大谷大学図書館・京都大学附属図書館・神戸市立博物館等蔵。該本は甲類IIに属す。右註のとおり、甲類IとIIの縁起本文は同文で、引用部分には用字の違いもない。
- 3 日野西真定「(1)敬白六拾六部之縁起事 (2)敬白大日本国六拾六部目錄縁起之事」『高野山大学論叢』二九、一九九四年、一九八一―二〇一頁。奥書は天文二二年が正しい。

- 4 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料』（旧記雜録後編1）鹿兒島県、一九八一年、四三―四四頁。
- 5 日野西論文（前掲註3）の翻刻を、一部、近藤喜博氏よりご恵授いただいた写真版で補った。
- 6 桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注『寺社縁起』（日本思想大系二〇）、岩波書店、一九七五年、二〇九頁。
- 7 伊藤聡「大日本国説について」『日本文学』五〇、二〇〇一年、三六頁。
- 8 『大正新脩大藏經』七六、大正新脩大藏經刊行会、一九三二年、五一―頁。
- 9 同右、五五―七頁。
- 10 『続々群書類従』八（地理部）、国書刊行会、一九〇六年、一一頁。『日本略記』は中世宗教思想の立場から記述されたごく簡略な日本地誌とでもいうべきもので、続々群書類従収録本には、文禄五年（一五九六）に書いたとある和州橘寺の藏本が慶長一三年（一六〇八）、元文五年（一七四〇）と転写された旨が記されている。
- 11 北原保雄・小川栄一『延慶本平家物語』本文編上、勉誠出版、一九九〇年、一六五頁。
- 12 高木市之助ほか校注『平家物語 上』（日本古典文学大系 三二）、岩波書店、一九五九年、一八五頁。
- 13 『一乗拾玉抄影印』臨川書店、一九九八年、六九二頁。
- 14 中野真麻理『一乗拾玉抄の研究』臨川書院、一九九八年、四―六頁。
- 15 渡辺守邦「法華直談私類聚抄」『国文学研究資料館紀要』七、一九八一年、一九六頁。
- 16 青山宏夫「絵図・地図のなかの交通——行基図と中世絵図を中心に——」『古代交通研究』九、二〇〇〇年、一三三頁。
- 17 室賀信夫『古地図抄——日本の地図の歩み——』東海大学出版会、一九八三年、三〇頁。
- 18 黒田日出男「行基式（日本図）とはなにか」黒田ほか編『地図と絵画の政治文化史』東京大学出版会、二〇〇一年、同「龍の棲む日本」岩波新書、二〇〇三年。
- 19 『大正新脩大藏經』七六（前掲註8）、五一―九頁。
- 20 同右、八六―六頁。
- 21 黒田「龍の棲む日本」（前掲註18）、二四頁。情報を補うならば、伊藤聡によると、行基が日本が独鈷の形状であることを発見したとする文献でもっとも早いのは、東密安祥寺流の秘伝、「小皮籠」中の切紙の一つ「秘伝天照大神御事」で、少なくとも鎌倉中期には成立していたことが確認できると

- いう(『大日本国説について』前掲註7、三三二頁。『沙石集』と中世神道説)『説話文学研究』三五、二〇〇〇年、六一―六三頁)。ここには国境確定や田畑開墾、日本国への言及はないものの、『溪嵐拾葉集』の基本的な考え方はいままし遡る可能性があるということになろう。
- 22 「奥州白川二所之関成就山略縁起」。私に句読点を加えた。この史料は、岩崎真幸「白河市の関山信仰——満願寺資料を通して——」(『福島の民俗』三七、二〇〇九年)に紹介がある。今回、岩崎氏のご厚意により写真図版を利用することができた。
- 23 中嶋謙昌「『石井三家系図』の成立——連歌師石井家と東九条荘下司職石井氏——」『京都大学国文学論叢』一二、二〇〇四年、四三―四四頁。
- 24 同右、五一―五三頁。
- 25 同右、五〇頁。
- 26 盛田嘉徳『河原巻物』法政大学出版局、一九七八年、五二―五三頁。
- 27 柴田道子『被差別部落の伝承と生活』三一書房、一九七二年、三二―三六頁。
- 28 小林茂『定本 近世被差別部落関係法令集』明石書店、一九九五年、五三頁。
- 29 同右、五六頁。
- 30 脇田修『河原巻物の世界』東京大学出版会、一九九一年、二五一―二六四・二七六―二九二―二九三頁。
- 31 『浦和市史』第三卷近世資料編Ⅰ、浦和市、一九八一年、一五一頁。
- 32 無窮会文庫蔵『日本廻国帳』(大塚太郎左衛門納経帳)。
- 33 国書刊行会編集部編『行基ゆかりの寺院』国書刊行会、一九九七年。
- 34 三好賢子「地蔵寺密英の廻国巡礼について——新出納経帳の紹介と検討——」『ミュージアム調査研究報告』五、香川県立ミュージアム、二〇一四年、六二頁。
- 35 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』(日本古典文学大系八六)岩波書店、一九六七年、一四四・四〇二頁。
- 36 追塩千尋『国分寺の中世的展開』吉川弘文館、一九九六年、一〇二頁。
- 37 「秩父三十四所観音霊験円通伝」稲村坦元編『新訂増補埼玉叢書』第三卷、国書刊行会、一九七〇年、二〇頁。同書の四万部寺の縁起にも、「聖武天皇……亦諸国二国分寺ヲヨビ国分尼寺ヲ建サセ給ヘバ、行基菩薩東西南北ノ諸道

ヲ往来シテ……」とある（同書、三頁）。

38 金指正三校註『西国坂東観音霊場記』青蛙房、一九七三年、二一七頁。

39 木下資一「中世行基伝承の一資料」『行基式目』をめぐって（『日本文化論年報』一、神戸大学国際文化学部日本文化論大講座、一九九八年）に、現存諸本の書誌的紹介と、内閣文庫本の翻刻、および諸本校異がある。

40 現存の諸本が共通して、この式目が「葉園院」にあって、永仁四年（一二九六）、「従五位下左衛門丞孝久」が書写した旨の奥書をもつところから、木下資一は史料の成立を奥書に近いところに想定する（前掲註39、七頁）。他方、大隅和雄「行基信仰と伝承」（大隅ほか編『増補日本架空伝承人名事典』平凡社、二〇〇〇年、一七四頁）は、「一六二二、良定著」としている。『国書総目録』第二卷（岩波書店、一九六四年、五〇三頁）が彰考館文庫旧蔵本について、著者を良定（袋中）、成立を元和八年としており、これに拠ったものか。

41 遠藤鎮雄校訂「和漢三才図会」『日本庶民生活史料集成』第二九卷、三一書房、一九八〇年、四五七頁。

42 木下資一「中世行基伝承の一資料」『行基式目』をめぐつ

て」（前掲註39）、一〇一―一二頁。内閣文庫本である。

43 堀一郎「我が国民間信仰史の研究」（二）序編伝承説話編、東京創元社、一九五五年、二七二―二七三頁。

44 細川涼一編『三昧聖の研究』（碩文社、二〇〇一年）所収の諸論文参照。

45 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫編『中世聖徳太子伝集成』第一卷真名本（上）、勉誠出版、二〇〇五年、二三三―二四〇頁（輪王寺本）。同第二卷真名本（下）、三三三―三八六頁（醍醐寺本）。

46 同右、第一卷、三〇四頁。第二卷、四〇九頁。（こじま ひろみ／本学教授）

キーワード＝行基、六十六部縁起、国土観